

(案)

第五次福島町 社会教育中期計画

(自 平成22年度 ~ 至 平成26年度)

福島町教育委員会

*** 目 次 ***

○はじめに	1
◇福島町民憲章	1
◇福島町教育目標	1
◇社会教育目標と重点	2
第1章 第四次中期計画の評価における問題点及び課題の整理	3
第1節 総体的事項	3
第2節 分野別事項	
1 幼少年教育	4
2 青年教育	4
3 成人教育、女性教育、高齢者教育	5
4 芸術文化	5
5 文化財	6
6 社会体育	
(1) 幼少年・青年	6
(2) 成人・女性・高齢者	7
7 社会教育施設	
(1) 福祉センター	7
(2) 総合体育館	7
(3) 町民プール	8
(4) ファミリースポーツ公園パークゴルフ場	8
第3節 社会教育法の観点から	8
□社会教育法（抄）	9
第2章 施策の重点	10
第3章 具体的施策の年次配置	11
第1節 社会教育推進体制の充実	
1 職員体制の充実	11
2 施設の維持管理	12
3 生涯学習指導者登録制度	12
4 ボランティアの推進	12
5 事業等の外部委任等の研究（事務の省力化）	13

第2節 分野別事項

1 顕彰	13
2 少年教育	
(1) 子ども対象事業	13
(2) 子ども会の育成強化	14
3 青年教育	14
4 成人教育	
(1) 家庭教育（子育て教育）	15
(2) 成人・女性・高齢者教育	15
5 読書活動の推進	16
6 芸術文化	17
7 文化財	17
8 社会体育	
(1) 幼少年・青年	18
(2) 成人	19
(3) 団体育成	19

〔資料〕

I 社会教育アンケート

1 小中学生アンケート	21
2 成人アンケート	26

II 第五次福島町社会教育中期計画策定の経過等

1 策定に至る経過	35
2 諮問文	36
3 第五次福島町社会教育中期計画策定委員会設置要綱	36
4 策定委員名簿	37
5 答申文	37

〇はじめに

福島町の教育の基盤となる福島町教育目標は、その根拠を「福島町民憲章」（昭和50年制定）におき、昭和57年に制定されている。

社会教育中期計画においても、教育目標の具現化のために策定された「社会教育目標と重点」にその根拠を置き、上位計画である福島町総合開発計画の施策の体系に従って、昭和63年度を初年度とした5箇年を第一次として、これまで四次にわたり計画を策定してきた。

少子高齢化時代にあつて、当町の地域経済も予断を許さない状況が続く中、環境型社会の構築や情報化の進展など時代の変化に適応した対応が求められている。

このため、これまで提供してきた学習機会や内容などの見直しを行い、新しく平成21年3月に制定された「福島町まちづくり基本条例」の精神にのっとり、町民と一緒に作り上げていく仕組みが必要であり、このたび策定した第五次計画（平成22年度から平成26年度）においても学習者の自主的・主体的な行動をうながすことを一つの目標としている。

第五次計画では、極力簡明に、文書表現を中心として編集しながら施策の年次配置をしているが、施策実施にあたっては、社会教育、文化財及び体育指導の各委員と連携のうえ、自主的・主体的な社会教育活動を展開していくことが求められるものである。

◇福島町民憲章（昭和50年制定）

私たちは、北海道漁業のさきがけとして拓かれた海峡と、大千軒岳の自然にはぐくまれた、歴史のかおり高い福島町の町民です。

私たちは、先人の偉業をたたえるとともに、未来にたくましく生きる豊かな福島町を築きます。

- 1 健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります
- 1 きまりを守り、助けあい、明るい町をつくります
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、美しい町をつくります
- 1 知性を高め、文化を育て、学びあう町をつくります
- 1 生産のくふうをし、元気に働き、豊かな郷土をつくります

◇福島町教育目標（昭和57年制定）

福島町の教育は、憲法及び教育基本法に基づき、郷土のよき形成者として、輝かしい未来の展望に立ち、平和と繁栄を担う責任と使命を果たす住民資質の向上を目指すものである。

- 1、先人の偉業を継承し、郷土福島の発展を担う、自主的で、創造性にすぐれた人
- 2、豊かな福島町の未来を展望し、勤労に励み生産意欲に満ちた人
- 3、知性を磨き、行動力ある福島町民として、合理的で科学性に富んだ人
- 4、秩序を重んじ、明るく健康な町福島をつくる、心身ともにたくましい人
- 5、郷土福島の自然を愛し、文化を育てる情操豊かな人

◇社会教育目標と重点

1 社会教育目標

心豊かに学びあう、ゆとりとうるおいのある地域づくりの推進

2 社会教育推進の基本方針

- ◎ 誰もがいつでもどこでも学べる生涯学習社会づくりの推進
- ◎ 豊かな心とたくましい生きる力をもつ人間性の育成
- ◎ 想像力の伸長と自発的参加意欲を促し、地域の結びつきを育てる文化・スポーツ活動の充実

3 社会教育推進の重点

(1) 青少年教育

○豊かな心とたくましく生きる力を育てる活動の充実

- * 乳幼児のしつけや情操、健康教育などに関する学習機会の拡充
- * 少年の健全な成長・発達を促す自発的な活動機会の拡充
(社会参加活動の奨励・援助、郷土の歴史や文化を理解し伝承する活動の促進等)
- * 青年の郷土の形成者としての自覚を高める学習、社会参加活動の拡充

(2) 成人教育

○いきいきと学び、豊かな地域づくりをめざす学習機会の拡充

- * 成人の学習機会の整備に努め、自己の啓発を図る豊かな生活を創造する多様な学習活動や地域づくりの推進
- * 女性ならではの視点やニーズに応えた学習機会の拡充
- * 高齢者が自ら生きがいを見だし、豊かな人間関係を醸成する世代間交流や地域活動の推進

(3) 芸術文化・文化財

○豊かな創造性を育て郷土文化の理解を深め、保護・伝承する活動の推進

- * 各種芸術文化鑑賞機会の奨励充実、住民への意識啓発
- * 郷土の特性を生かし、地域文化を創造する学習機会の拡充

(4) 社会体育

○健康な心身と明るい地域づくりをめざす生涯スポーツの推進

- * 町民皆スポーツの機会を拡充し、スポーツ活動の生活化の推進

第1章 第四次中期計画の評価における問題点及び課題の整理

「第五次福島町社会教育中期計画」を策定するにあたり、「第四次社会教育中期計画」の内容の評価と総括を行い、現時点において確認し得る問題点や課題等をとらえたうえで、町民のニーズや本来必要とされる社会教育環境づくりに向けた新たな計画の策定に臨むべく、今回改めて項目ごとに整理するものである。

第1節 総体的事項

第四次計画における「具体的施策」においては、全体的に夢を持った取組みが計画として掲載されたが、結果的には実現・実施に至らなかった事業が相当数にのぼった。

この原因としては、

- ① 計画期間の5年間を超える時間を必要とする事業（時限制約）。
- ② 担当部局に配置された人的要素では賄いきれない事業（人的制約）。
- ③ 施策内容が、実施に向けた具体性に欠けている事業（非具体的）などがあげられる。

特に、②の人的要素に関しては、第四次計画策定時（平成16年度）には、生涯学習（社会教育＋社会体育）担当部局に9名（派遣社教主事1名、生涯学習アドバイザー1名を含む）の配置がなされており、その体制の中で実現可能な計画内容になったものと思われるが、近年の「自立プラン」を初めとした行財政改革の流れの中で、現在は4名（うち臨時職員1名）という職員数となっていることから、職員的大幅減員により計画掲載施策への対応を十分に図ることができなかったという事情も考えられる。

このため、新たな計画策定に当たって最も考慮すべき事項は、人員配置体制の充実を図りつつ実現可能な計画としていくことが肝要である。

一方、コスト削減に向けた社会教育関連施設の民間委託はすでに行われていることから、将来は単なる管理委託ではなく、事業運営をも担わせる指定管理者制度など新たな委託形態や、住民の積極的な参画によつての事業実施などの方策検討も必要となっている。

また、①の時限制約事業については、団体育成、文化財保護など多岐の項目にわたって存在しており、これらは5年という計画期間で完了していく事業とはいえ、加えて、期間内に活動が停滞、低迷期に入るなど憂慮すべき事案もあることから、引き続き次期計画の課題として捉え対応していくこととする。

③の非具体的事業については、次期計画時においてはできるだけ具体的な内容を記載したうえで、継続的な達成が見込める内容とする。

なお、個々の事業については割愛するが、以下のとおり、分野別に第四次計画の検証・評価を行いながら問題点を明らかにするとともに、新たな計画へ引き継ぐべき課題等を整理する。

第2節 分野別事項

1 幼少年教育

学習機会の提供としての新たな具体的施策として「親子・津軽海峡と青函トンネルの歴史を
探る旅」「親子デジカメ写真G P in 福島」「福島壁新聞G P」などがあげられていたが、期間内
においては実現されておらず、実施されてきた事業のほとんどは、従前からのものを継続して
いる状況となっている。この理由の一つとしては、中期（5年）というスパンを意識した年度
計画として練られていないことに加え、担当職員・専門職員の不足によって定例的な事業実施
にとどまらざるを得なかった実態があった。

また、この分野において大きな課題として上げられるのは、「地域子ども会」の衰退である。
現在、子ども会育成連絡協議会は2団体（三岳1、吉田町）、会員数52名で構成されており、
事務局は教育委員会が担っているが、子ども会はもともと自主的な組織として、地域の子
ども達が遊びなどを通して社会生活や規範を知ることのできる優れた組織であるにもか
かわらず、表面的なメリットを見出せないことから、保護者が役員になりたがらないなど
により、年々、退会が進んできたものと思料される。

少子化という子どもを取り巻く環境において、例えば、スポーツ少年団の活動や塾通いなど
もあって、「子ども会」という組織の存在意義自体が薄らいでいる状況にあるが、今後、何
らかの方策をもって子ども会の組織再生を図っていく必要がある。

2 青年教育

第四次計画の「施策の現状」において、「IT講習会」や「各種生活講座」等が掲げられて
いるが、こうした施策は年齢層に関係なく青年層も参加できる事業としてあげられたところ
である。加えて具体的施策としては非具体的な事業もあり、この分野における計画づくりの困難
さを率直に見ることができる。

各分野に言えることだが、どちらかと言えば個人的活動は「遊び」として、集団的活動は「社
会性」を伴う傾向が多くなることから、「青年活動」の未経験者に対しては、ボランティア活
動などの機会を通して組織化を図って行く手法など、多方面からのアプローチが求められる。

社会教育や町づくりなど全体の将来像を考えたとき、この分野の集団・組織化は“活気”“元
気”など、地域活性化としての意味合いにおいて、今後の大きなテーマとしてとらえるべきで
ある。

そのほか、第四次計画においては、青年層のとらえかたを「15～39歳」としているが、
普通に考えると、青年の年齢階層は高校卒業年齢から30歳くらいまでであり、さらに「ボラ
ンティア等を通じた社会経験の取得」等を考慮した場合、高校生まで範囲を拡大することも想
定されることから、新たな計画においては年齢表示をそれほど厳密に意識することなく策定す
ることとする。

3 成人教育、女性教育、高齢者教育

この3分野は、第四次計画において別々に項立てされているが、事業的には、講座・学級でくることができ、共通テーマに幅広い年齢層が参加する傾向にもあることから、内容を集約のうえ、「成人教育」分野への一元化に向けた検討を加えることとする。

まず生活講座や地域生活学級は、各年齢階層からの参加によって平成20年度で実数120人を超える状況にあり、事業として定着している。ややもすれば「いつも同じ人が参加している」などと批判する向きもあるが、『継続する学習』こそが求められる方向性であり、固定参加者プラス新しい受講者があってこそ理想に近い形であると思料する。

ただし、町民は、常に新たな刺激を求める傾向にもあり、時代や実情に応じた事業内容の検討をさらに図っていくことが肝要である。

女性教育において懸案となっていた団体育成については、平成21年6月に新組織として「ふくしま町女性の会」が結成されており、事務局は教育委員会が担うこととなったが、この会が、今後、より多くの女性が結集する連携組織として活動展開されることを期待したい。

高齢者教育については、地域の老人クラブ等の組織化が確立されており、学習面においても積極的な参加が図られている。しかし、年間5～6回の高齢者学級の対応事務も相当な量となっており、他の分野の新たな事業を起こしていく展開を考えた場合、次期計画期間内において運営方法を再検討することが必要である。

そのほか、第四次計画の具体的施策において「個人学習に対する情報提供と援助」が挙げられているが、計画に具体性がなくこれに対応する実績はない。個人学習については実態等の把握が困難ではあるが、新しい計画期間内において何らかの「試策（試みの事業）」を取り入れることも必要である。

また、第四次計画の中には「家庭教育」という項目がないが、社会教育法第5条第7号には教育委員会の事務として「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。」とうたわれている。過去には「子育てテレホンサービス」という子育てに関するアドバイステーブを電話で自動再生対応する事業を行っていたが現在は廃止されている。

このため、「家庭教育」という言葉や分野の意味を再確認し、新たな計画における項立ての是非についての検討が必要である。ただし、期間内に「子育て・親子・学校・自然」その他のキーワードから創造可能な具体策を盛り込むことが条件となってくる。

4 芸術文化

第四次計画においては、芸術文化関係と読書活動の推進が一つの項目のなかで取り扱われている。

読書活動は、平成16年度（第四次計画策定時）当時に比較すると飛躍的に伸長しており、新たな計画においては分離した項立てが必要と思われる。

文化活動では、成人階層による文化団体協議会を中心として活動が展開されており、幼児や小学生においても四町共同事業として、毎年、都市部の劇団等の鑑賞機会が設けられているが、課題としては、中学・高校生の世代及び成人を対象とした芸術鑑賞機会のないことがあげられる。

以前は、鑑賞機会の提供を目的とした団体が存在し、町民全体を対象とした事業がなされていたが、年次を経て観客が減少するなど活動自体が衰微して解散した経緯があり、今後は、より多くの町民からのニーズやその時々状況を勘案しながら、そうした機会の設定を検討していくことも必要と思われる。

5 文化財

北海道のさきがけとして歴史のある我が町において、種々の文化財もある中で、学芸員等の専門職の不在により、同様な歴史のある道南の市町と比較すると専門分野での取り組みが不足している。

これまで、様々な会議等において専門職の不在を問われているが、行政改革大綱等の流れの中で、専門職の確保の出来ない状況が続いている。

そのため、無形民俗文化財については保存団体等に尽力をいただきながら、団体等に対する必要な支援を図るとともに、有形文化財については、引き続き町や所有者における管理対応に万全を尽くしていく取り組みが求められる。

一方、歴史愛好者が組織する「町史研究会」は活発な活動が行われており、行政としても側面協力に努めるとともに、歴史講座等の共同・連携開催などの対応を図って行くことが必要である。また、古民具等の歴史資料については、平成20年度に旧白符小学校に移送されたところであり、今後、資料の整理や展示方法について専門家の意見を取り入れながら取り組みを進めていく必要がある。

6 社会体育

(1) 幼少年・青年

事業量としては、各種大会など相応のものがあるが、指導中心の職員がいないことから継続的な教室の実施は困難となっており、大会などの1日限定行事が中心となっている。

事業の一部として外部から講師を招聘し、3日間継続して行われているジュニアスイミングスクールには毎年50名程度の児童が参加しているが、年々、泳力は向上してきており、専門家による指導の効果が現れている。ただし、平成18年度から財政事情等もあって4日間から3日間に事業縮小されており、今後、実施期間の復活を検討する。

年少人口の減に伴って、スポーツ少年団加盟人数も減少をたどっているが、野球や空手、サッカーそして相撲などは民間人が指導者となっており、陸上や野球の一部は教職員が指導している状況である。

特に相撲はわが町の象徴的スポーツであり、この振興が大きな課題であり、学校との協力体制や連携密度を濃くしていく作業が必要である。

(2) 成人・女性・高齢者

この項においても、第3項の区分と同様、分野を「成人」の一本化した考え方とすべきかの検討が求められている。

また、社会教育及び社会体育の事業全般に言えることだが、特にこの分野においては前例踏襲的な事業が多く、メニューの削減や民間への事業実施委任などの手法により、事業量全体の見直しを行わなければ、新たな事業への取り組み自体が厳しいものとなっている。

特に「南北海道駅伝競走大会」などの大型事業は、担当部局において8月から準備にかかり、参加集約はもちろん、ボランティアや寄付などの要請対応など、長期にわたる事務エネルギーを必要としているところであり、今後の実施手法なども含めて対応策を検討していくことが必要である。

また、プール事業では、平成20～21年度においては国等の補助制度を活用して「爽快アクアビクス教室」が実施されたが、外部講師の招聘によって活況を呈している状況にあることから、相応の予算が必要ではあるが、町独自事業として継続実施の必要がある。

また今後は、他の事業においても、例えば各種スポーツ教室のために予算を確保して外部講師を招聘する方が指導専門の職員を配置する人件費よりも安価に行うことができることを考えたとき、そうした手法も考慮した検討を加えていくものとする。

7 社会教育施設

(1) 福祉センター

町内で最大の集会施設である福祉センターは、もともと公民館的要素をもって昭和51年度に開館し、当時としては結婚式や各種集会など幅広く活用されてきたが、建物自体は経年劣化によって改修が毎年のように行われ、現状を維持している状態となっている。

施設利用者は年間2万3千人前後で、施設の管理を社会福祉法人に委託するなど、利用者には利便を与えることのできる体制となっているが、施設的には公民館的要素は持つものの、他市町村のような公民館として主体的に講座や事業を開催する施設ではなく、教育委員会が施設を活用して講座等を開催する態様となっている。

(2) 総合体育館

昭和52年度に開館した総合体育館は、建設当時は庶務担当、指導担当を含めて4名の職員配置とされていたが、機構改革等の流れの中で、現在は管理を民間に委託している。

この施設についても経年劣化による改修等が続いており、今後も大屋根や壁面、配管系統の改修対応が必要になってくるものと思われる。

利用者は年間2万3千人程度となっており、民間委託後において、今のところ利用時間延長等に関する利用者からの要望はないが、今後も、利用者ニーズを十分に把握したうえでの管理対応に努めていく必要がある。

(3) 町民プール

町民プールは平成9年度にオープンし、採暖室も設けられているなど、近隣町のなかでも優れた施設として、他町からの利用者もみられる状況となっている。

施設そのものは、計画的な改修を加えながら当面維持できるものと思われるが、近年、子どものためのプールフロア増設の要望があることから、第五次計画の中で検討すべき事項になると考える。

また、オープン期間が6月から9月までと期間が定められていることから、利用者は年間4～5千人で推移しているが、水中運動は健康維持に効果的であり、オープン期間の拡大を求める要望もあることから、そうした対応が第五次計画における検討課題である。

(4) ファミリースポーツ公園パークゴルフ場

パークゴルフ場は、旧福島商業高等学校跡地を利用して平成11年度に整備された施設だが、18ホールのコースと休憩室(クラブハウス)を有し、利用者は年間8千人前後で推移している。

現在、施設の維持管理面において利用者からも好評を得ているところであり、今後も定期的な施肥、エアレーション、目土の補充など、芝管理面における対応の継続が必要である。

第3節 社会教育法の観点から

平成20年度の社会教育法(以下「法」という。)の改正において、市町村教育委員会の事務として新たな項目が追加されたことから、第五次計画ではこうした対応も考慮したうえで策定に臨まなければならない。

改正の内容では、第10号の「情報化への対応」は、情報化つまりコンピュータの普及による対応と見ることができ、法改正の趣旨を踏まえ、注目すべき項目としてとらえたい。

また、第13号の「主として学齢児童に対し、授業終了後又は休業日に学校、社会教育施設等で学習その他の活動の機会を提供、奨励」は、子ども達に何らかの方法(少年団、子ども会、又は教委が直接「何々教室」の開催、スポーツ大会の開催等)で『学習その他の活動の機会』を与えなければならない時代的な要請と解することができ、この点も計画策定に当たって留意すべき課題である。

そのほか、7号の家庭教育や8号の職業教育、9号の生活の科学化、14号の青少年に対するボランティア活動・自然体験等は、これまでの当町における社会教育活動としての取り組み事項としては弱く、専門職員の配置も含めて時間をかけた取り組みが必要とされる大きな課題といえる。

※ 参考までに、改正社会教育法のうち「市町村教育委員会の事務」部分について、次ページに示す。

□ 社会教育法（抄）・・・〔下線部は平成20年改正で追加された部分〕

（市町村教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事業を行う。

- 1 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 2 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 3 公民館の設置及び管理に関すること。
- 4 所管に関する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 5 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 6 講座の開設及び討論会、講習会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 8 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 9 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 10 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 11 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 12 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 13 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 15 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 16 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 17 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 18 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 19 その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

第2章 施策の重点

福島町の実情として第1章第2節で明らかとなった課題を次のとおり整理し、第五次計画における施策の重点とする。

1 子ども対策の推進

少子化により地域子ども会組織が退潮している。父母や保護者にとらわれず「地域の指導者」の掘り起こしによる新たな展開が必要である。また、健全な子育てにつながる親子体験事業も各種委員の協力のもとに展開するものとする。

2 青年分野の活性化

青年部分の活動活性化のため、手がかりとなる「ボランティア」や「集い」の機会を創出して活動の楽しさや社会的な出番を作るものとする。

3 子育て、成人学習における自主性の尊重

成人の分野では、家庭教育（子育て）事業が不足しており、情報を収集しながら対応を検討する。また、高齢者学級や各種講座、学級などはその内容等に斬新さが必要となっており、計画期間内に学習者の自主的な企画と情報提供をもって、新たな展開対応を図るものとする。

4 読書活動の推進

読書活動の推進については新たに項立てのうえ重点化し、蔵書の拡大を行いながら、現在行っている各種事業を継続実施するものとする。

5 芸術文化活動の拡充

文化団体と協調し、子ども達を対象とした文化体験事業を企画するとともに、一般の鑑賞に供する音楽や演劇等の機会の充実に努めるものとする。

6 文化財の保護

基本的に各種文化財を公開するとともに、伝承活動にも対策を講ずるものとする。

7 社会体育の充実

少年から高齢者まで各階層における体育事業の推進が必要であり、団体等の自主性を重んじるとともに、子どもと社会人が触れ合いながら体育向上や健康増進に努められるような環境づくりに努めるものとする。

第3章 具体的施策の年次配置

前章までの問題点や重要課題等の整理を受けて、第五次計画期間における具体的施策を項目別に年次配置する手法を用いることとする。

また、従来の計画では採り上げられていない「推進体制の充実」を一つの柱に掲げ、社会教育行政推進のためにあるべき行政環境を示すこととする。

次に、分野別の課題解決のための各施策を年次ごとに配置し、それを計画達成度合の目安とする。但し、目標年次に事業等を展開できない場合でも、断念することなく必要に応じて年次を移行しながらそのいとぐちをつかむことが大切である。

なお、期間中の適時に計画の達成状況を確認するとともに、必要な見直しを行うこととする。

以下の欄中、「◎」は新規事業等を表し、「○」はその前年度の事業を継続、「△」は準備又は検討期間、「▲」は現状を見直して団体等に委任する等の方向性を示す。

第1節 社会教育推進体制の充実

1 職員体制の充実

行政改革の中にあつて、社会教育担当職員数の減少は特に著しく、現状の体制では「子ども対策や家庭教育への取り組み、芸術文化事業の拡充、文化財対策、社会体育の拡充」等々、前章までに掲げられた課題への取り組みが困難な状況となっている。

こうしたことから、児童生徒や成人の学習要求に応えるためには、計画期間内に専門職員を含めた体制の充実に努めるものとする。

項目		H22	H23	H24	H25	H26
①専門職員の確保		□	□	▶ 専門職員設置の検討		▶ 専門職員の確保
		□	□	▶ 適正配置職員数の検討		▶ 職員の適正配置
③職員研修の充実	社会教育	社会教育主事等研修会、生涯学習推進講座、その他公民館等に関する研修に派遣し、専門的知識の習得を図る				
	図書教育	図書室に関する研修に派遣し、専門的知識の習得を図る				
	文化財	文化財や博物館等に関する研修に派遣し、専門的知識の習得を図る				
	社会体育	社会体育に関する研修に派遣し、専門的知識の習得を図る				

